



## 報道発表資料

令和元年12月25日（水）

【照会先】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

課長 鈴木 徹夫

課長補佐 今埜 孝

地方障害者雇用担当官 小林 正治

（電話）023-626-6101

（FAX）023-635-0581

### 「令和元年障害者雇用状況の集計結果」 ～民間企業の実雇用率が8年連続で過去最高を更新～

山形労働局（局長 <sup>かさい なおと</sup> 河西 直人）では、このほど、山形県内の民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

#### 【集計結果の主なポイント】

〈民間企業（法定雇用率2.2%）〉

- 雇用障害者数は、3,064.0人と過去最高を更新  
実雇用率は2.09%となり、前年（2.06%）より0.03ポイント上昇するとともに過去最高を更新
- 法定雇用率達成企業の割合は53.2%（前年50.8%）

〈公的機関（同2.5%、山形県教育委員会は2.4%）〉

- 県の機関は、3機関中1機関（33.3%）が法定雇用率を達成
- 市町村等の機関は、51機関中42機関（82.4%）が法定雇用率を達成

〈地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）〉

- 3法人中1法人（33.3%）が法定雇用率を達成

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

- 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（P4～8参照）
  - ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は3,064.0人で、前年より1.9%（58.5人）増加し、過去最高となった。
  - ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,026.0人（対前年比1.1%増）、知的障害者は724.0人（同1.2%増）、精神障害者は314.0人（同9.8%増）といずれも前年より増加し、前年に引き続き精神障害者の伸び率が大きかった。
  - ・ 実雇用率は、2.09%（前年は2.06%）と8年連続で過去最高を更新、法定雇用率達成企業の割合は53.2%（同50.8%）であった。
- 企業規模別の状況（P8参照）
  - ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、企業規模45.5～100人未満で584.0人、同100～300人未満で1,227.0人、同300～500人未満で500.0人、同500～1,000人未満で366.5人、同1,000人以上で386.5人と、企業規模300～500人未満の企業の増加が最も大きかった。
  - ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.09%と比較すると、
    - 企業規模100～300人未満（2.29%）、同300～500人未満（2.18%）、同1,000人以上（2.20%）については上回った。
    - 企業規模45.5～100人未満（1.72%）、同500～1,000人未満（2.00%）については下回った。
  - ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模45.5～100人未満が50.3%、同100～300人未満が58.7%、同300～500人未満が55.6%、同500～1,000人未満が34.5%、同1,000人以上が55.6%であった。
- 産業別の状況（P8参照）
  - ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が127.5人、「製造業」が1,198.5人、「情報通信業」が24.0人、「運輸業、郵便業」が171.0人、「卸売業・小売業」が323.0人、「金融業・保険業」が113.5人、「不動産業・物品賃貸業」が6.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が8.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が57.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が101.5人、「教育、学習支援業」が37.0人、「医療、福祉」が692.5人、「複合サービス事業」が63.5人、「サービス業」が134.5人であった。
  - ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.28%）、「医療、福祉」（2.57%）の2業種が法定雇用率を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況（P 4, P 8参照）

- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は 449社。そのうち、不足数が 0.5人または1人である企業（1人不足企業）は 316社で、未達成企業に占める割合は、70.4%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は 264社で、未達成企業に占める割合は、58.8%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）（P 4, P 9参照）

山形県(特例認定)については、在職している障害者の数 164.5 人、実雇用率 2.33%、不足数 11.5 人となり法定雇用率未達成であった。

(注) その後の採用等により、10月1日時点において達成となっている。

山形県警察本部については、在職している障害者の数 11.0 人、実雇用率 2.61%で法定雇用率を達成した。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.5%）（P 4, P 10~11 参照）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 345.5 人で、前年より 14.0% (42.5 人) 増加し、実雇用率は 2.43%となり、前年と比較し 0.23 ポイント向上した。

51 機関中 42 機関 (82.4%) が法定雇用率を達成した。

【未達成機関】

山形市（特例認定）、上山市（特例認定）、天童市（特例認定）、遊佐町（特例認定）、小国町（特例認定）、尾花沢市（特例認定）、米沢市立病院、川西町教育委員会、置賜広域病院企業団 の 9 機関

(注) うち 3 機関（天童市、小国町、尾花沢市）は、その後の採用等により達成となっている。（P 11 参照）

(3) 山形県教育委員会（法定雇用率 2.4%の機関）（P 4, P 9参照）

山形県教育委員会については、在職している障害者の数 157.5 人、実雇用率 2.21%、不足数 12.5 人となり法定雇用率未達成であった。

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

○ 地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）（P 5, P 12 参照）

地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 21.0 人、実雇用率 1.91%であった。

3 法人中 1 法人が法定雇用率を達成した。

【未達成法人】

山形県公立大学法人、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 の 2 法人

## 令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤達成割合
山形県下の民間企業	146,281.0 人 ( 146,244.5 人 )	3,064.0 人 ( 3,005.5 人 )	2.09 % ( 2.06 % )	511 / 960 ( 485 / 954 )	53.2 % ( 50.8 % )
全国	26,585,858.0 人 ( 26,104,834.5 人 )	560,608.5 人 ( 534,769.5 人 )	2.11 % ( 2.05 % )	48,898 / 101,889 ( 46,217 / 100,586 )	48.0 % ( 45.9 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／機関数	⑤達成割合
計	7,473.0 人 ( 6,084.5 人 )	175.5 人 ( 83.5 人 )	2.35 % ( 1.37 % )	1 / 2 ( 1 / 2 )	50.0 % ( 50.0 % )
山形県 (特例認定)	7,052.0 人 ( 5,667.5 人 )	164.5 人 ( 72.5 人 )	2.33 % ( 1.28 % )		
山形県 警察本部	421.0 人 ( 417.0 人 )	11.0 人 ( 11.0 人 )	2.61 % ( 2.64 % )		
全国	345,606.0 人 ( 337,872.0 人 )	9,033.0 人 ( 8,244.5 人 )	2.61 % ( 2.44 % )	122 / 158 ( 99 / 161 )	77.2 % ( 61.5 % )

#### (2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／機関数	⑤達成割合
山形県下の市町村等の機関	14,216.5 人 ( 13,800.5 人 )	345.5 人 ( 303.0 人 )	2.43 % ( 2.20 % )	42 / 51 ( 36 / 54 )	82.4 % ( 66.7 % )
全国	1,200,580.0 人 ( 1,140,348.5 人 )	28,978.0 人 ( 27,145.5 人 )	2.41 % ( 2.38 % )	1,766 / 2,441 ( 1,718 / 2,470 )	72.3 % ( 69.6 % )

#### (3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／機関数	⑤達成割合
計	7,121.5 人 ( 7,050.5 人 )	157.5 人 ( 163.5 人 )	2.21 % ( 2.32 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
山形県 教育委員会	7,121.5 人 ( 7,050.5 人 )	157.5 人 ( 163.5 人 )	2.21 % ( 2.32 % )		
全国	714,968.5 人 ( 662,641.5 人 )	13,477.5 人 ( 12,607.5 人 )	1.89 % ( 1.90 % )	38 / 100 ( 39 / 100 )	38.0 % ( 39.0 % )

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数／法人数	⑤達成割合
山形県下の地方独立行政法人等（国立大学法人は含まれない）	<b>1,099.0 人</b> ( 1,086.0 人 )	<b>21.0 人</b> ( 27.0 人 )	<b>1.91 %</b> ( 2.49 % )	<b>1 / 3</b> ( 2 / 3 )	<b>33.3 %</b> ( 66.7 % )
全国	<b>440,944.0 人</b> ( 432,729.0 人 )	<b>11,612.0 人</b> ( 11,010.0 人 )	<b>2.63 %</b> ( 2.54 % )	<b>282 / 352</b> ( 240 / 348 )	<b>80.1 %</b> ( 69.0 % )

(注1) 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員者数である。

(注3) 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

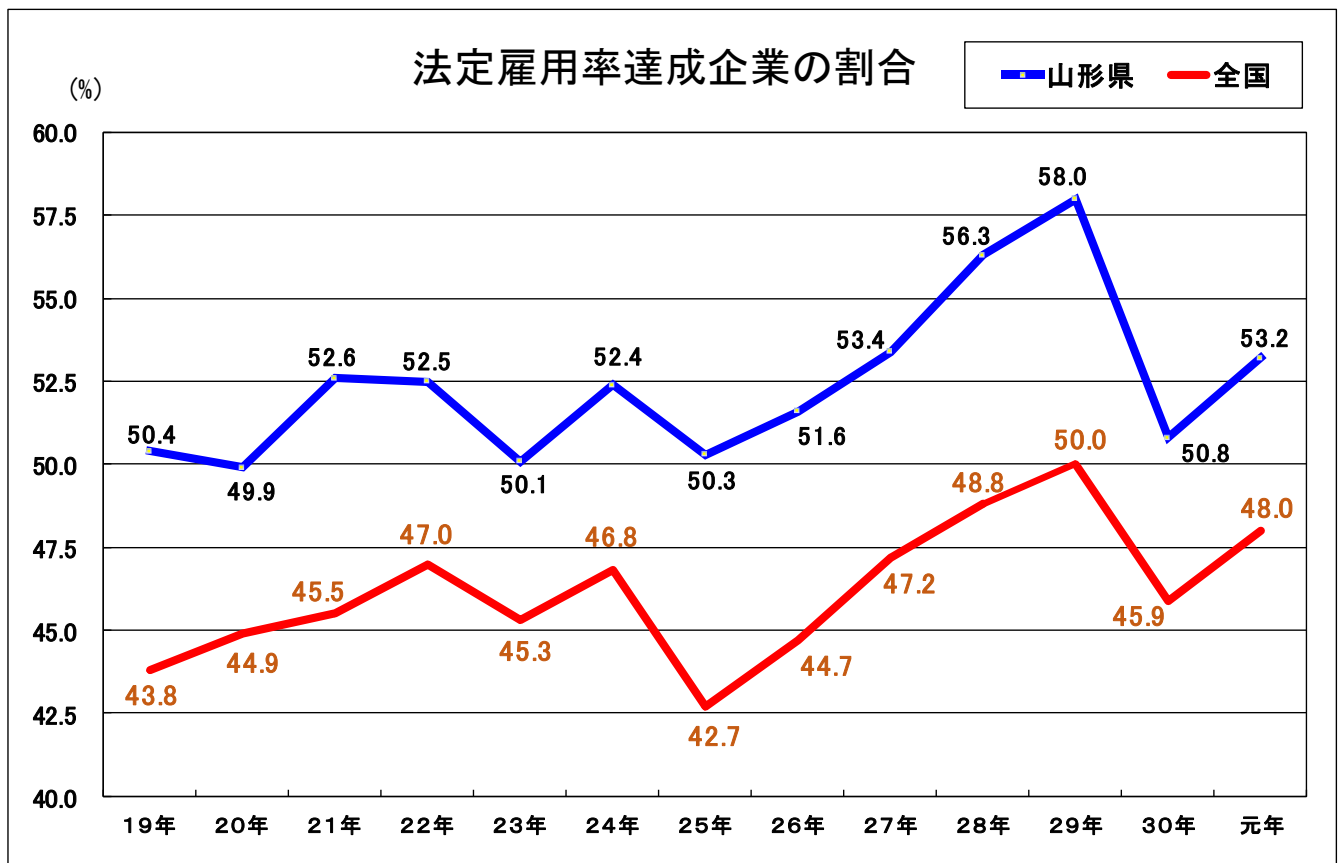
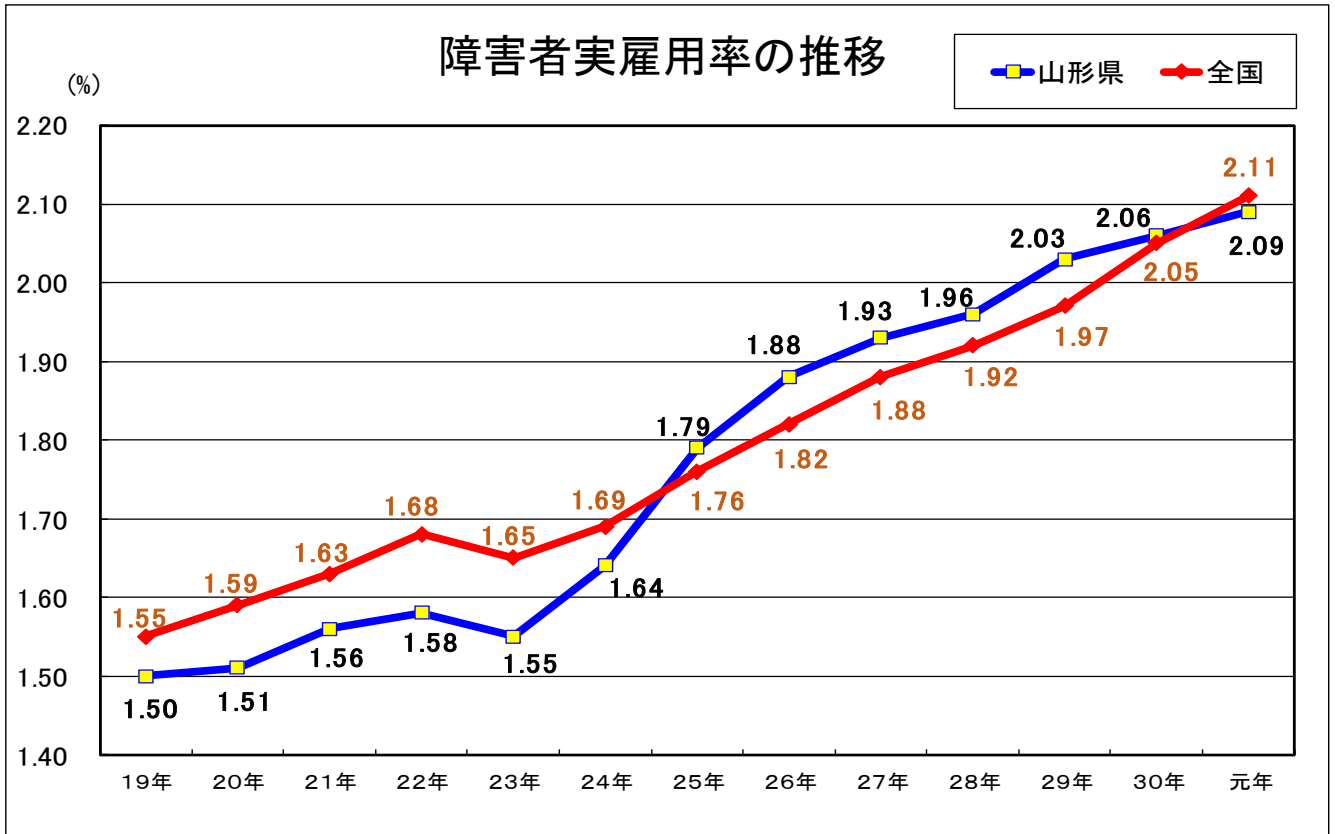
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注4) 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(注5) ( )内は、平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(注6) 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## 民間企業における障害者の雇用状況の推移



(注1) 法定雇用率は、平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(注2) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

(注3) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
身体障害者である短時間労働者  
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
知的障害者である短時間労働者  
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
精神障害者である短時間労働者（※）  
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 令和元年6月1日現在における障害者の民間企業における雇用状況

## 1 民間企業における雇用状況

項目 年別	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 算定基礎 労働者数	雇 用 障 害 者 数									実雇用率 (%)	雇用率達成企業		
				重度(短時間を除く) (知的)	重度以外(短時間を除く) (知的)		短時間 (知的) (精神)		計 (知的) (精神)			企業数		割合(%)		
元 年	960	154,181.5	146,281.0	1,172.0 (166.0)	1,424.0	(383.0)	<197.0>	468.0	(175.0)	<117.0>	3,064.0	(724.0)	<314.0>	2.09%	511	53.2%
30年	954	153,961.5	146,244.5	1,180.0 (170.0)	1,348.0	(366.0)	<170.0>	477.5	(179.5)	<116.0>	3,005.5	(715.5)	<286.0>	2.06%	485	50.8%
(対前年増減)	0.6	0.1	0.0	▲ 0.7 (-2.4)	5.6	(4.6)	<15.9>	▲ 2.0 (-2.5)	<0.9>	1.9	(1.2)	<9.8>	0.03P	5.4	2.4P	

## 2 民間企業における産業別・規模別雇用状況

産業・規模別	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 算定基礎 労働者数	障 害 者 数			実雇用率		雇用率達成企業		
				うち知的 障害者	うち精神 障害者	元 年	30年	企業数	割合(%)		
A 農業、林業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	-	
B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	-	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	※	※	※	※	※	※	1.70%	1.79%	※	50.0%	
D 建設業	66	7,282.5	6,039.5	127.5	(15.5)	<5.0>	2.11%	1.99%	44	66.7%	
E 製造業	353	52,557.5	52,503.0	1,198.5	(276.5)	<117.0>	2.28%	2.34%	207	58.8%	
食料品製造業	64	10,083.0	10,083.0	205.0	(78.5)	<21.0>	2.03%	1.99%	40	62.5%	
繊維工業	30	2,816.5	2,815.5	78.5	(26.5)	<6.0>	2.79%	2.81%	20	66.7%	
木材・家具製造業	8	993.0	993.0	37.0	(3.0)	<2.0>	3.73%	3.65%	7	87.5%	
パルプ・紙・印刷業	14	1,356.0	1,356.0	28.5	(5.0)	<2.0>	2.10%	5.87%	7	50.0%	
化学工業	14	3,506.0	3,505.5	60.5	(15.0)	<5.0>	1.73%	1.68%	8	57.1%	
窯業・土石製品製造業	8	1,438.0	1,437.0	25.0	(3.0)	<0.0>	1.74%	1.60%	4	50.0%	
鉄鋼業	※	※	※	※	※	※	4.08%	3.37%	※	100.0%	
非鉄金属製造業	※	※	※	※	※	※	2.95%	3.09%	※	100.0%	
金属製品製造業	37	3,323.5	3,323.5	57.0	(6.0)	<4.0>	1.72%	1.43%	19	51.4%	
電気機械器具製造業	46	8,221.0	8,221.0	179.0	(25.0)	<3.0>	2.18%	2.14%	30	65.2%	
その他機械器具製造業	88	13,010.5	13,010.5	219.0	(26.0)	<22.0>	1.68%	1.58%	44	50.0%	
その他の製造業	38	7,309.5	7,309.5	293.0	(84.5)	<52.0>	4.01%	4.03%	22	57.9%	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	※	※	※	※	※	※	1.26%	0.32%	※	75.0%	
G 情報通信業	15	1,943.5	1,936.5	24.0	(1.0)	<2.0>	1.24%	1.07%	3	20.0%	
H 運輸業、郵便業	43	10,359.0	8,176.0	171.0	(27.5)	<29.5>	2.09%	2.26%	17	39.5%	
I 卸売業・小売業	121	19,880.0	19,873.0	323.0	(92.0)	<27.0>	1.63%	1.57%	51	42.1%	
J 金融業・保険業	13	5,944.5	5,944.5	113.5	(3.0)	<7.0>	1.91%	2.01%	3	23.1%	
K 不動産業・物品賃貸業	7	633.5	633.5	6.0	(0.0)	<3.0>	0.95%	0.21%	1	14.3%	
L 学術研究、専門・技術サービス業	11	897.0	897.0	8.0	(0.0)	<1.0>	0.89%	0.86%	3	27.3%	
M 宿泊業、飲食サービス業	31	3,118.5	3,118.5	57.5	(20.5)	<7.5>	1.84%	1.56%	22	71.0%	
N 生活関連サービス業、娯楽業	22	4,922.0	4,922.0	101.5	(54.5)	<12.0>	2.06%	1.99%	9	40.9%	
O 教育、学習支援業	18	2,694.5	2,379.5	37.0	(3.0)	<0.0>	1.55%	1.45%	8	44.4%	
P 医療、福祉	176	30,770.5	26,984.5	692.5	(190.0)	<81.5>	2.57%	2.32%	113	64.2%	
Q 複合サービス事業	19	4,970.5	4,970.5	63.5	(7.5)	<6.0>	1.28%	1.14%	1	5.3%	
R サービス業	59	7,766.0	7,488.0	134.5	(33.0)	<15.5>	1.80%	1.93%	25	42.4%	
合 計	960	154,181.5	146,281.0	3,064.0	(724.0)	<314.0>	2.09%	2.06%	511	53.2%	
規 模 別	45.5～100人未満	513	35,100.5	33,963.0	584.0	(144.0)	<60.5>	1.72%	1.88%	258	50.3%
100～300人未満	346	56,759.5	53,482.5	1,227.0	(300.0)	<130.0>	2.29%	2.17%	203	58.7%	
300～500人未満	63	23,995.0	22,918.0	500.0	(98.0)	<40.0>	2.18%	2.02%	35	55.8%	
500～1,000人未満	29	19,739.0	18,340.0	366.5	(59.5)	<37.0>	2.00%	1.95%	10	34.5%	
1,000人～	9	18,587.5	17,577.5	386.5	(122.5)	<46.5>	2.20%	2.16%	5	55.8%	

(注1) 「法定雇用算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) 「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度」欄を算出するにあたりダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、「短時間」欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。また、短時間労働者である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

(注3) 「短時間」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用障害者である。

(注4) ( )は知的障害者を、< >は精神障害者を内数で計上。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(注5) ※印については、調査対象企業数が少ない分野において、企業の特定を防止するための処理。



## 公的機関の各機関の状況

### (1) 県の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	7,473.0	175.5	2.35	11.5	
山形県 (特例認定)	7,052.0	164.5	2.33	11.5	特例認定あり (注4) (注5)
山形県警察本部	421.0	11.0	2.61	0.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の1機関が、令和元年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 山形県は、10月1日時点において、障害者の数186.5人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

#### 特例認定一覧

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)	
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局

### (2) 県の状況 (法定雇用率2.4%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	7,121.5	157.5	2.21	12.5	
山形県教育委員会	7,121.5	157.5	2.21	12.5	

※ 網掛け(塗りつぶし)の1機関が、令和元年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.4%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村等の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>計</b>	<b>14,216.5</b>	<b>345.5</b>	<b>2.43</b>	<b>19.5</b>	
山形市 (特例認定)	2,580.0	56.0	2.17	8.0	特例認定あり (注4)
上市市 (特例認定)	306.0	5.5	1.80	1.5	特例認定あり (注4)
天童市 (特例認定)	676.5	15.5	2.29	0.5	特例認定あり (注4) (注5)
中山町	95.5	2.0	2.09	0.0	
山辺町	101.0	3.0	2.97	0.0	
米沢市 (特例認定)	524.5	18.0	3.43	0.0	特例認定あり (注4)
南陽市	164.0	4.0	2.44	0.0	
川西町	133.0	3.0	2.26	0.0	
高島町 (特例認定)	235.5	6.0	2.55	0.0	特例認定あり (注4)
酒田市 (特例認定)	1,225.5	31.0	2.53	0.0	特例認定あり (注4)
遊佐町 (特例認定)	190.0	2.0	1.05	2.0	特例認定あり (注4)
庄内町 (特例認定)	375.0	11.0	2.93	0.0	特例認定あり (注4)
鶴岡市	858.5	23.0	2.68	0.0	
三川町 (特例認定)	87.0	3.0	3.45	0.0	特例認定あり (注4)
新庄市 (特例認定)	376.0	9.5	2.53	0.0	特例認定あり (注4)
舟形町	82.0	2.0	2.44	0.0	
鮭川村	70.0	1.0	1.43	0.0	
大蔵村	98.0	3.0	3.06	0.0	
金山町	128.0	4.0	3.13	0.0	
真室川町 (特例認定)	225.0	9.5	4.22	0.0	特例認定あり (注4)
戸沢村	54.0	1.0	1.85	0.0	
最上町	111.0	3.0	2.70	0.0	
長井市	358.0	8.0	2.23	0.0	
白鷹町 (特例認定)	150.5	3.0	1.99	0.0	特例認定あり (注4)
飯豊町 (特例認定)	235.5	5.0	2.12	0.0	特例認定あり (注4)
小国町 (特例認定)	231.5	4.0	1.73	1.0	特例認定あり (注4) (注5)
村山市	256.0	8.5	3.32	0.0	
東根市	301.0	8.0	2.66	0.0	
尾花沢市 (特例認定)	349.5	6.0	1.72	2.0	特例認定あり (注4) (注5)
大石田町	109.0	2.0	1.83	0.0	
寒河江市 (特例認定)	490.5	12.0	2.45	0.0	特例認定あり (注4)
河北町 (特例認定)	199.0	7.5	3.77	0.0	特例認定あり (注4)
西川町	122.5	3.0	2.45	0.0	
大江町	110.0	2.0	1.82	0.0	
朝日町	117.0	4.0	3.42	0.0	
米沢市立病院	350.0	5.0	1.43	3.0	
鶴岡市立荘内病院	302.0	8.0	2.65	0.0	
最上町立最上病院	41.0	1.0	2.44	0.0	
鶴岡市上下水道部	64.0	1.0	1.56	0.0	
米沢市教育委員会	128.5	4.0	3.11	0.0	
南陽市教育委員会	122.0	3.0	2.46	0.0	
川西町教育委員会	42.0	0.0	0.00	1.0	
鶴岡市教育委員会	220.5	5.0	2.27	0.0	
金山町教育委員会	43.0	2.0	4.65	0.0	
最上町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
村山市教育委員会	94.0	3.0	3.19	0.0	
東根市教育委員会	78.0	1.0	1.28	0.0	
北村山公立病院組合	169.5	5.0	2.95	0.0	
置賜広域病院企業団	639.0	14.5	2.27	0.5	
置賜広域行政事務組合	83.5	2.0	2.40	0.0	
東根市外二市一町共立衛生処理組合	71.5	1.0	1.40	0.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の9機関が、令和元年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成機関。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員者数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 天童市は、11月1日時点において、障害者の数17.5人、実雇用率2.56%、不足数0.0人となっている。  
小国町は、11月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。  
尾花沢市は、12月1日時点において、障害者の数8.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。**

特例認定一覧

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)		
山形市	山形市教育委員会	山形市上下水道部	山形市立病院済生館
上山市	上山市教育委員会		
天童市	天童市教育委員会		
米沢市	米沢市上下水道部		
高畠町	高畠町教育委員会		
酒田市	酒田市教育委員会	酒田市水道局	
遊佐町	遊佐町教育委員会		
庄内町	庄内町教育委員会		
三川町	三川町教育委員会		
新庄市	新庄市教育委員会		
真室川町	真室川町立真室川病院	真室川町教育委員会	
白鷹町	白鷹町教育委員会		
飯豊町	飯豊町教育委員会		
小国町	小国町教育委員会		
尾花沢市	尾花沢市教育委員会		
寒河江市	寒河江市教育委員会		
河北町	河北町教育委員会		

**地方独立行政法人等の状況**

**(1) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.5%)**

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>計</b>	<b>1,099.0</b>	<b>21.0</b>	<b>1.91</b>	<b>5.0</b>	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	52.0	1.0	1.92	0.0	
山形県公立大学法人	60.0	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	987.0	20.0	2.03	4.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の2法人が、令和元年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.5%)を達成していない未達成法人。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

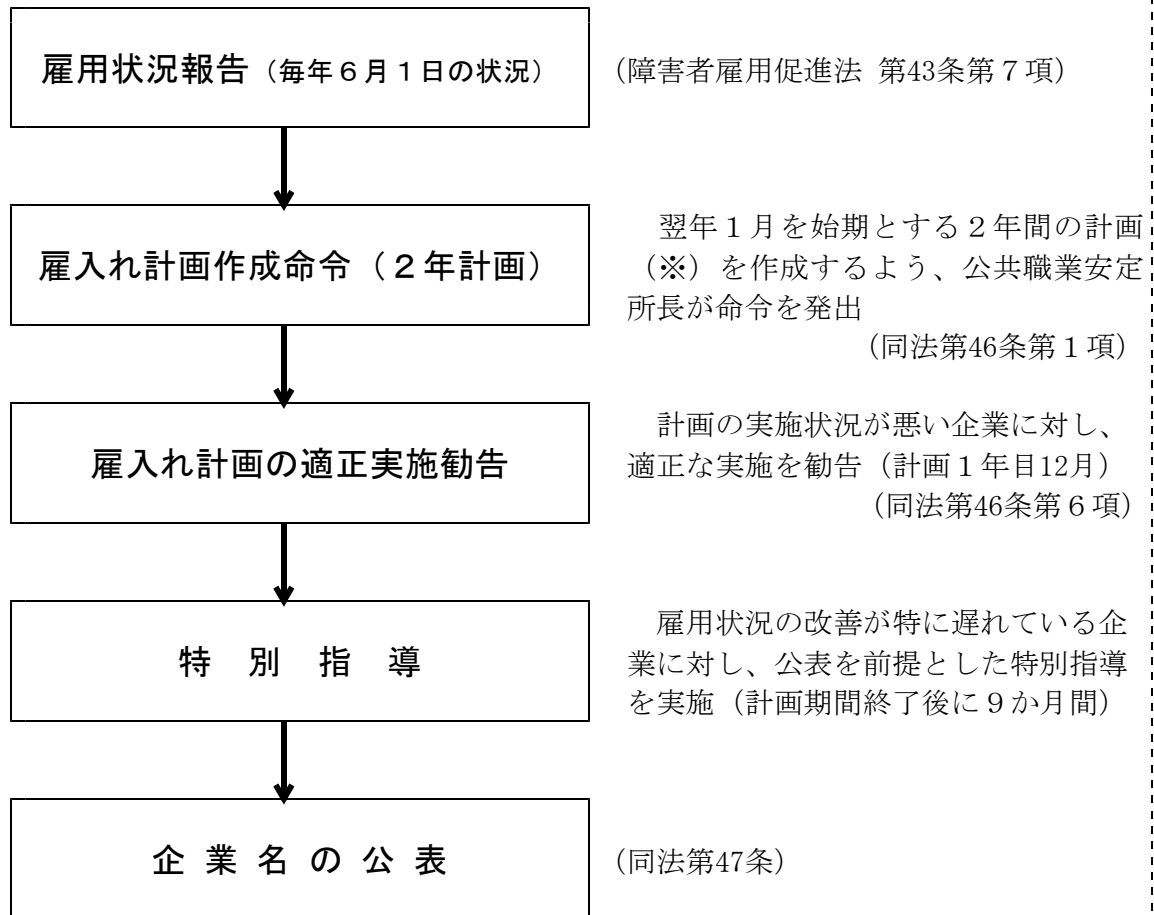
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### 〔指導実績〕

- 平成30年度の実績
  - \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 5社
  - \* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
  - \* 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 6社（30年度末現在）
- 企業名の公表  
なし

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。